

経口中絶薬承認後の丁寧な運用と体制整備を求める意見書

衆議院議長	参議院議長	各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
文部科学大臣	厚生労働大臣	

厚生労働省は、英製薬会社ラインファーマが開発した人工妊娠中絶のための飲み薬について、国内での製造販売を承認した。

国内初の経口中絶薬となり、世界保健機関(WHO)が推奨する手法の選択肢が広がるということは、中絶を受ける女性への身体的、心理的負担が軽減されることが重要だという意味でとても大切である。

経口中絶薬を用いての中絶は、医学の進歩であり、これまで用いられてきた吸引法やそ
うは法と比較し、母体にかかる負担を軽減できる点で優れており、今回の経口中絶薬の承認によって女性が自分の健康を守る上での選択肢が広がることは、女性の自己決定権の尊重にも繋がると考える。

一方、薬の運用面においては医療体制の整備と共に、精神面でのケアも十分になされる必要がある。そのため、中絶後の身体的・精神的ケアを提供する体制整備も同時に進める必要がある。

また、経口中絶薬の承認により、「薬で簡単に中絶できる」という捉え方をされることのないよう、性や生殖について十分な知識を持つための「包括的な性教育」や、産めない・産みたくないときに、避妊や中絶を選んだ女性が自分の体のことを自分で決められる「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ：SRHR(性と生殖に関する健康と権利)」が守られることも重要である。

よって国におかれては、経口中絶薬の運用に当たっては以下の点に留意し、今後もその取扱いについては慎重に行うことを強く要望する。

記

1. 経口中絶薬の投与にあたっては、女性の健康を守るための十分な説明と精神的ケアを行うこと。
2. 処方後の健康管理も含めた医療提供体制の整備とともに、その後の精神的ケアにも対応できる窓口の確保に引き続き努めること。
3. 望まない妊娠を防ぐための包括的性教育や相談体制をさらに強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。